

第3節 高等学校教諭の普通免許状

1 大学卒業等による取得方法(別表第1)

(1)基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位	20	23	40
	1種免許状	学士の学位	20	23	16

- (注) 1 「修士の学位」には、大学(短期大学を除く。)の専攻科または大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。
【別表第1備考第2号、施行規則第25条】
- 2 「学士の学位」には、大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。
【別表第1備考第2号の2、施行規則第66条の4】
- 3 上記の表で修得する単位は、課程認定を有する大学等で修得すること。
【別表第1備考第5号イ】
- 4 別に、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位の修得が必要なこと。
【別表第1備考第4号、施行規則第66条の6】
- 5 専修免許状取得に係る単位数のうち、1種免許状に係る単位数をそれぞれ差し引いた後、24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。
【別表第1備考第7号】

(2) 単位の修得方法

①「教科に関する科目」の修得方法

【施行規則第5条の表】

免許教科	教科に関する科目
国語	○ 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ○ 国文学(国文学史を含む。) ○ 漢文学
地理 歴史	○ 日本史 ○ 外国史 ○ 人文地理学及び自然地理学 ○ 地誌
公民	○ 「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 ○ 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 ○ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	○ 代数学 ○ 幾何学 ○ 解析学 ○ 「確率論、統計学」 ○ コンピュータ
理科	○ 物理学 ○ 化学 ○ 生物学 ○ 地学 ○ 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
音楽	○ ソルフェージュ ○ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ○ 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ○ 指揮法 ○ 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)&及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	○ 絵画(映像メディア表現を含む。) ○ 彫刻 ○ デザイン(映像メディア表現を含む。) ○ 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
工芸	○ 図法及び製図 ○ デザイン ○ 工芸制作(プロダクト制作を含む。) ○ 工芸理論、デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
福祉	○ 社会福祉学(職業指導を含む。) ○ 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 ○ 社会福祉援助技術 ○ 介護理論及び介護技術 ○ 社会福祉総合実習及び(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) ○ 人体構造及び日常生活行動に関する理解 ○ 加齢及び障害に関する理解
商船	○ 商船の関係科目 ○ 職業指導

免許教科	教科に関する科目
書道	○ 書道(書写を含む。) ○ 書道史 ○ 「書論、鑑賞」 ○ 「国文学、漢文学」
保健 体育	○ 体育実技 ○ 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) ○ 生理学(運動生理学を含む。) ○ 衛生学及び公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	○ 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ○ 衛生学及び公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
看護	○ 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ○ 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) ○ 看護実習
家庭	○ 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ○ 被服学(被服製作実習を含む。) ○ 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ○ 住居学(製図を含む。) ○ 保育学(実習及び家庭看護を含む。) ○ 家庭電気・機械及び情報処理
情報	○ 情報社会及び情報倫理 ○ コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) ○ 情報システム(実習を含む。) ○ 情報通信ネットワーク(実習を含む。) ○ マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) ○ 情報と職業
農業	○ 農業の関係科目 ○ 職業指導
工業	○ 工業の関係科目 ○ 職業指導
商業	○ 商業の関係科目 ○ 職業指導
水産	○ 水産の関係科目 ○ 職業指導
職業指導	○ 職業指導 ○ 職業指導の技術 ○ 職業指導の運営管理
英語	○ 英語学 ○ 英米文学 ○ 英語コミュニケーション ○ 異文化理解
宗教	○ 宗教学 ○ 宗教史 ○ 「教理学、哲学」

- (注) 1 免許教科の種類に応じ、それぞれ1単位以上計20単位を修得すること。 【施行規則第5条】
- 2 「 」内の科目については、そのうち1以上の科目にわたって修得すること 【施行規則第4条の表備考第3号】
- 3 英語以外の外国語の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によること。 【施行規則第4条の表備考第2号】

②「教職に関する科目」の修得方法

【施行規則第6条第1項の表】

欄	教職に関する科目	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
			専修・1種
2	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2 (-)
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	
		進路選択に資する各種の機会の提供等	
3	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6 (4)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
4	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6 (4)
		各教科の指導法	
		特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4 (2)	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導の理論及び方法		
5	総合演習(人類に共通する課題又は我が国社会全体に関わる課題のうち1以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含む。)	2 (-)	
6	教育実習(事前及び事後の指導1単位を含む。)	3 (2)	
計			23 (12)

- (注) 1 「教育の基礎理論に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合には、「教育課程及び指導法に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。 【同表備考第3号】
- 2 「各教科の指導法」は受けようとする免許教科の指導法である。 【同表備考第4号】
- 3 「教育実習」は、高等学校及び中学校(中等教育学校の後期課程及び前期課程並びに特別支援学校の高等部及び中等部を含む。)を中心とする。 【同表備考第7号】
- 4 「教育実習」の単位は、高等学校又は中学校(中等教育学校の後期課程又は前期課程並びに特別支援学校の高等部又は中等部を含む。)において、教員として1年以上良好な成績で勤務した場合、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる「教職に関する科目」(教育実習を除く。)の単位をもって替えることができる。 【同表備考第10号】

- 5 他の学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位を、下記の科目の単位に充てることができる。

【同表備考第12号】

「教職の意義等に関する科目」 2単位まで

「教育の基礎理論に関する科目」 6単位まで

「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」 2単位まで

「総合演習」 2単位まで

「教育実習」 2単位まで

- 6 「最低修得単位数」欄の()は、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各免許教科を取得する場合において、「教職に関する科目」の単位の半数まで、「教科に関する科目」を充てるときの修得単位数である。

【同表備考第17号、別表第1備考第9号】

なお、工業については、当分の間、「教職に関する科目」についての単位数の全部又は一部を、「教科に関する科目」の単位をもって替えることができる。

【免許法附則第11項】

③「教科又は教職に関する科目」の修得方法

【施行規則第6条の2】

	1種免許状	専修免許状
①で掲げる教科に関する科目	のうち1以上の科目	のうち1以上の科目
②で掲げる教職に関する科目		
大学が加えるこれに準ずる科目		